

雷電線

地域旅客運送サービス継続事業実施方針

令和7年1月29日

寿 都 町

岩 内 町

蘭 越 町

黒 松 内 町

1 目的

雷電線について、新型コロナウイルスの影響や、人口減少などを理由に利用者数が減少傾向にある。それに伴い、国庫補助金が受けられなくなり、バス事業者による路線の維持が困難となるため、影響を受ける住民の日常生活に必要な移動手段を確保し、財源を確保した中で、現行体制を維持する。については、持続可能な交通体制の整備期間とするため、地域旅客運送サービス継続事業の実施方針を定める。

2 実施区域

(1) 寿都町

新栄町、渡島町、開進町、六条町、樽岸町、湯別町、歌棄町、磯谷町

(2) 岩内町

敷島内、野東、清住、万代、御崎、大和、高台、栄、大浜

(3) 蘭越町

港町

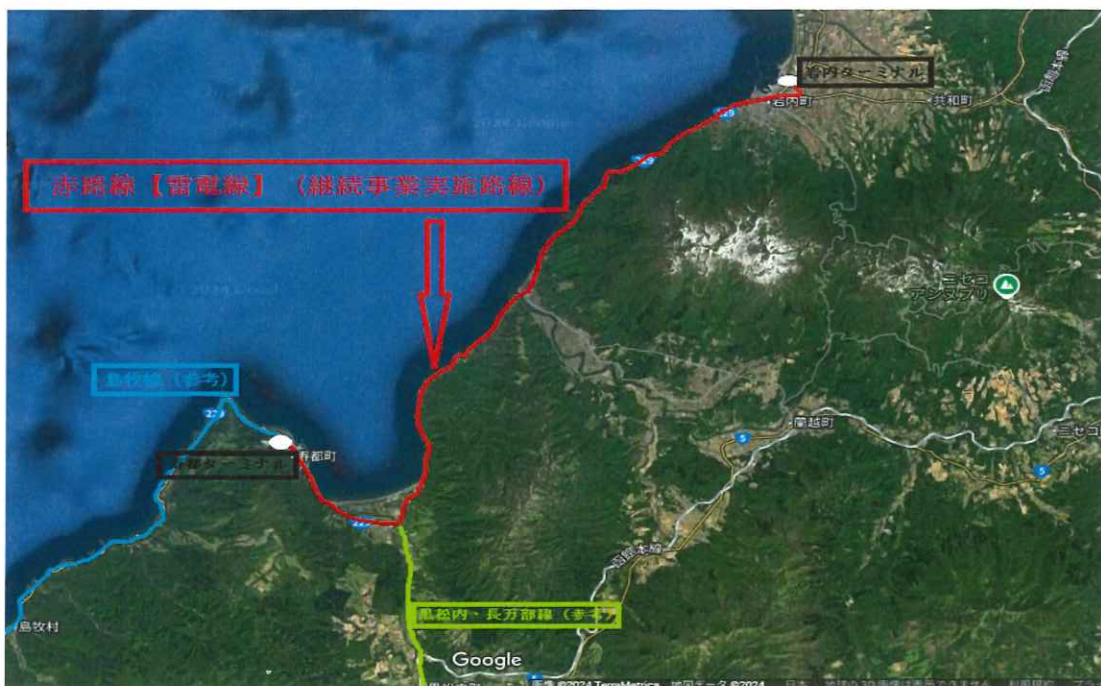
(4) 黒松内町

北作開

3 事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業の状況

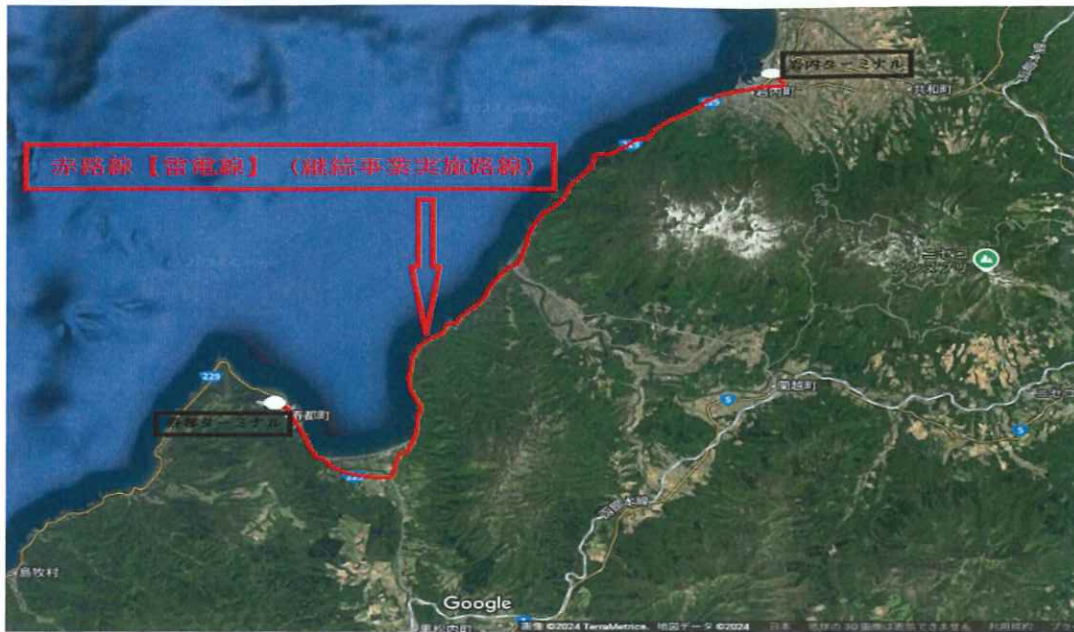
【サービス内容】 赤路線が地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線

(1) 路線



4 3の路線において引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容

(1) 路線



(2) 運送事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

(3) 態様

路線定期運行

(4) ダイヤ・運賃・運行便数

路線(系統)名	平日		土日祝	
	往	復	往	復
雷電線	4便	4便	2便	2便

①ダイヤ・運賃は、現行を基本としているが、運行経費等を踏まえ、決定した事業者や地域と協議して決定する。

②運行便数については、利用状況を踏まえ効率的な運行とするため、土日祝で利用者の少ない便を減便し、運行する。

③運行開始後も、利用状況を踏まえて随時見直す。

5 継続旅客運送を実施する者の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 寿都町暴力団排除条例（平成24年条例第20号）及び岩内町暴力団排除条例（平成25年条例第1号）及び蘭越町暴力団排除条例（平成24年条例第9号）及び黒松内町暴力団排除条例（平成24年条例第8号）及びに規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- (6) 後志管内において、直近3年間にわたる輸送実績があること。
- (7) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6 地方公共団体による支援の内容

- (1) 運行経費に係る補助金の予算措置
- (2) 地域住民と連携した利用促進策

7 実施予定期間

令和7年10月1日～令和9年3月31日

8 公募の期間

令和7年1月30日～令和7年2月10日

9 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

- (1) 雷電線地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項(以下「募集要項」という。)に基づく公募型プロポーザルを実施
- (2) 選定にあたっては、寿都町及び岩内町、蘭越町、黒松内町で選出した審査員による審査会を実施

10 その他必要な事項

公募型プロポーザルへの参加にあたっては、募集要項を参照のこと。

【参考】

- ・ 北海道後志地域公共交通計画 令和4年度～令和8年度
- ・ 岩内町地域公共交通計画 令和3年度～令和7年度